

進

路

だ

よ

り

第2号

平成29年5月17日発行

協和特別支援学校進路指導部

## 今月の特集：在学中の福祉サービスの利用について

※小学部に多く質問があがっている内容です。

「下校時、学校から施設のバスに乗って行く子がいるけど、うちも利用できるのですか?」「日中一時支援を利用してみたいのだけど、どうしたらいいのですか?」「区分て何ですか?」「利用にお金はかかりますよね?」



○放課後等の利用の他、土日や長期の休業日にも日中一時支援やショートステイなどのサービスを利用している方がいます。施設の雰囲気や様子を実際に体験できる良い機会にもなります。

早い段階からサービスの利用を通して、本人への支援者を増やしておくことはとても大切なことです。放課後等デイサービスや日中一時の施設利用が、直接、卒業後の当該施設利用につながるわけではありませんが、家庭と学校以外で過ごす経験が、本人の生活の場を広げることにつながります。

☆放課後等デイサービス・・・放課後や夏休み等の長期休暇において、集団生活への適応や生活能力向上のための訓練を行う療育を中心としたサービスです。  
(療育手帳などの障害者手帳または医師からの診断書が必要)

☆日中一時支援・・・・・・・・日中、障害のある方へ活動場所を提供し、その保護者、介護者の就労支援(療育手帳などの障害者手帳が必要)や一時的な休息を確保します。(放課後に学校に迎えに来る施設もあります。)

☆利用までの流れ・・・① 初めての場合、市町村福祉課に行って「サービス利用計画」を作成してくれる相談支援事業所の情報を入手する。  
(日中一時支援利用について)

② 相談支援事業を行っている施設を1つ選んで相談に行く。

※サービス等利用計画を立ててくれる相談支援事業については次項をご覧ください。

③ 市町村福祉課で申請

④ 本人および保護者と面接(心身の状況や生活環境について)

⑤ ③の調査結果により障害区分判定が決定され、決定通知が届く(受給者証)。

⑥ 利用する施設を選び、契約をする。

⑦ 受給者証を提示してサービスが利用できる。

☆障害者区分・・・日中一時支援等の申請をすると、18才未満の場合は10項目の簡単な調査があり、それをもとに区分が3段階で判定されます。区分によりサービス利用料が異なります。  
※所得や区分に応じて違いますが、4時間以上8時間未満の利用では、大体200円から400円くらいかかると思われます。なお食事代は実費負担となります。

日中一時支援でも発達段階や実態によっては、日中の過ごし方の1つとして作業を体験できる施設もあるようです。また、施設や行政の方々とのつながりを作る良い機会にもなります。有効に活用しましょう。

